

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は定款第3章、第15条2項の規定に基づきこの法人（以下「財団」という）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本財団の目的、事業に賛同する個人、法人、団体は理事長の承認を得て会員、賛助会員となることができる。

(理事会への報告)

第3条 理事長は新たに前条の会員（以下単に「会員」という。）となった者について、承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(入会手続き)

第4条 会員になろうとする者は所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第5条 会員は年会費を納入しなければならない。

会員 2,000円

賛助会員 1口 10,000円 以上

(2) 年会費の会計年度は本財団の会計年度と同一とする

(会員の特典)

第6条 会員は次の特典を享受することができる。

(1) 軽井沢友愛山荘の会員料金での利用

(2) 本財団が発行する機関紙の配布を受けることができる。

(3) 本財団が主催、共催する研修会、セミナー等に会員料金で参加できる。

(除名)

第7条 会員が下記の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しく

ないと認められるとき。

(2) 正当な理由がなく会費を1年以上滞納したとき。

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 会員はいつでも退会通知を本財団に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費、賛助会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改正)

第9条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。(平成22年9月17日第82回理事会決議)